



第 4 号様式

流児セ 第 119号
令和 7 年 5 月 20 日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 20 日付け、流監第 107 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報 告 年 月 日 ・ 番 号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監 査 の 種 別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部児童発達支援センター	意見	切手等受払簿が未作成、または記載に誤りや漏れがあったため、現物の保有数量と台帳の整合性の確認がとれない事案が見受けられた。郵便切手類やレターパック、収入印紙は換金性が高く、不正使用や盗難等の危険性もあることから、適正な管理が行われるよう対策を講じられたい。	切手管理台帳の記載漏れを修正、レターパック用の切手管理台帳を早急に作成し、購入時及び使用時に管理ができるようにするとともに、切手等の適正な使用について周知しました。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。